

都産技研の特許取得への取組み

特許権は企業にとっての強力な武器です。本稿では産技研の特許取得への取組みや保有特許について簡単に紹介します。また本特集全体として活用が期待される特許8件について技術特徴と応用例等を解説しています。

特許権は独占的な権利

特許権が成立すると、そこに記載された技術は出願人の独占的な権利として法的に認められます。自分だけがそれを使えるようにすることはもちろん、他者に対して実施料をとって使わせることもできます。

多くの努力を重ねて技術やサービスの高付加価値化を達成して差別化製品を世に提供したとしても、そこに特許がなければすぐに真似をされてしまいます。法的な保護によって新製品の強さを維持し、その間に次なる新製品開発を目指すことは企業が生残るためにきわめて重要な条件と言えます。

特許取得への取組み

都産技研は中小企業の方々との共同研究はもとより、単独研究等においても技術的な高付加価値化を目指した研究開発を進め、その成果を特許として権利化することに力を入れています。これらの特許をご利用いただくことによって、企業の方々が優れた製品を安心して製造・販売ができるようになることを目指しています。

都産技研の特許

都産技研が現在保有している特許件数(管理件数)を表1に示します。これは1987年から本年9月末日までに申出された特許の全てを含みます(これ以前の特許は特許法上無効になっているので記載していません)。国内特許に比較して海外特許はまだ少ないのが現状ですが、国際化を踏まえ、共同出願人(中小企業)の方々と相談しながら戦略的な海外特許の取得を目指します。

実際にご利用をいただいている特許の件数も最近では増加傾向にあり、特許利用への関心も大

きくなっています。

特許出願を行うために

都産技研には多くの技術開発のプログラムが用意されています。これらを利用することによって特許となる技術を生み出す可能性が大きくなります。代表的なものは共同研究です。これは都内の中小企業および大学等から研究テーマを募集し、都産技研と相互に研究課題を分担し、技術開発および製品開発を図るもので、募集は4月と9月の年2回となっています。

また企業からの依頼に基づいて都産技研が短期の研究・調査を行う受託研究という制度もあります。さらに国や財団等の公募に企業と都産技研が共同で応募し、採択された場合には研究開発を実施する提案公募型研究もあります。

特許を都産技研と共同で出願する場合には都産技研の特許担当部署が、特許の権利範囲や明細書の内容や書き方等について支援を行っています。企業単独で出願する場合には、東京都知的財産総合センター(秋葉原の本部に加え、城東、城南、多摩にも支援室があります)が特許出願方法や費用等についての相談を受け付けてくれます。

表1 都産技研が保有する特許の件数

管理件数		登録済	出願中
国内特許	105 件	37 件	68 件
海外特許	4 件	1 件	3 件

おわりに

いまや新規技術の特許で保護することが常識の時代です。つまり特許の存在なしには新規技術によるビジネスはあり得ない時代になっています。都産技研は中小企業の皆様とともに新技術の開発とその特許化を目指してゆきます。

事業化支援部 製品化支援室 <西が丘本部>

神田 基 TEL 03-3909-2151 内線244

E-mail:kanda.motoyo@iri-tokyo.jp